

## 機関誌等編集委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(2)及び定款細則第19条(1)に基づく機関誌等編集委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は、「心理学研究」及び“Japanese Psychological Research”の編集並びに掲載論文等の審査を行う。
- 3 委員会は、委員若干名で組織する。
  - 2 委員は、原則として各領域に複数名を置く。
  - 3 委員は、正会員の中から常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
  - 4 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
  - 5 委員長は、常務理事の中から理事長が指名する。
  - 6 委員長の任期は、常務理事の在任期間とする。
  - 7 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐する。
  - 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、論文の審査に関して、委員会の意見を聞いて編集協力委員を委嘱することができる。
- 5 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

- 1 本規程は、平成6年9月20日より施行する。
- 2 本規程は、平成6年9月20日制定の機関誌編集委員会規程を改正したものである。
- 3 本規程の改正は、平成12年3月11日より施行する。
- 4 本規程の改正は、平成13年11月6日より施行する。
- 5 本規程の改正は、平成19年4月1日より施行する。
- 6 本規程の改正は、平成22年6月20日より施行する。
- 7 本規程は、平成23年4月1日より施行する。